経営の健全性確保への取組み

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、及び預金保険法にかかる名寄せデータ整備、マネーローンダリングの防止など遵守すべき法令やルールが数多く存在します。

コンプライアンス(Compliance)とは、法令をはじめ金庫内の諸規程（事務規程、就業規則、企業倫理等）さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。信用金庫は信用金庫法に基づき地域経済・社会の発展に貢献するという重大な責務を負っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

そこで当金庫は職員として良識ある行動をとり、お客様との信頼関係を一層強固なものとし、企業理念を実践するため「法令遵守に係る基本方針および遵守基準」、「職員が遵守すべき法令や規範」などを一つにまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。

●法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の策定

1．当金庫は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは、理事会で策定致します。
2．当金庫は、役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底し、またコンプライアンスに係る書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店に備えております。
3．反社会的勢力への対応については、警察関係機関とも連携し、断固とした姿勢でのぞむこととしております。

●コンプライアンスの組織

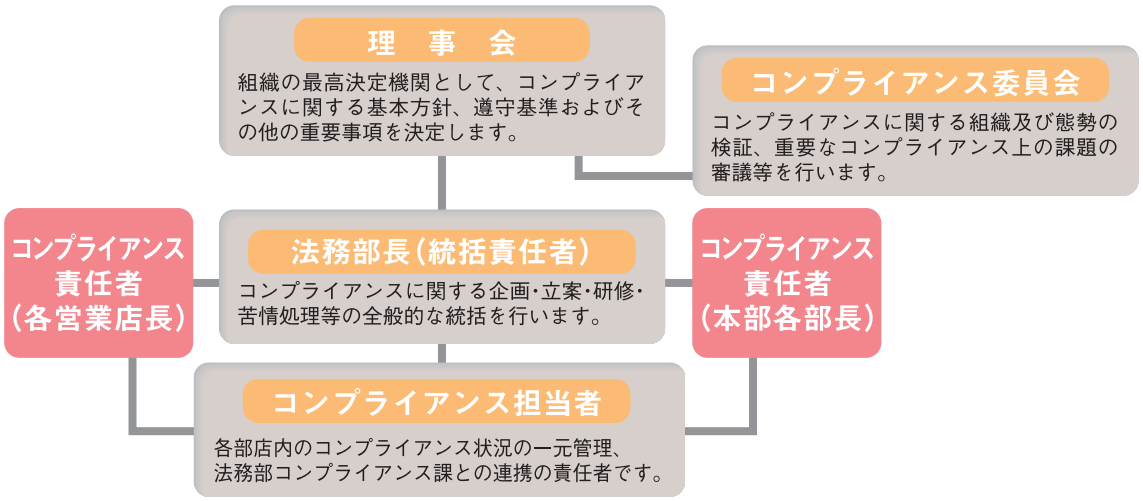

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの保護に関する基本的な管理方針として、以下に定める事項を遵守し、お客さまの保護及び利便性の向上に努めてまいります。

1．お客さまとの取引又は法令等に従っての金融商品等の説明及び情報提供を適切かつ十分に行います。
2．お客さまからの相談・苦情等につきましては、担当窓口にて適切かつ十分に対応いたします。
3．お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理を行います。
4．お客さまとの取引に関する業務を外部委託する場合は、お客さまの情報その他を保護するため、外部委託先を適切に管理します。
5．その他お客さまの保護及びお客さまの利便性の向上のために必要であると判断した業務の管理を適切に行います。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

１．当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

２．当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

⑴　次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

⑵　①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

３．当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

４．当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

５．当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

１．当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。

２．金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。

３．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

４．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

５．金融商品の販売等に係る勧誘等について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

金融 ADR 制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17時）に営業店（電話番号は７ページ参照）または法務部コンプライアンス課｛電話：0957－22－1379（内線363）｝にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記法務部コンプライアンス課、九州北部地区しんきん相談所（９時～17時、電話：092－281－5363）または全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03－3517－5825）にお申し出があれば、福岡県弁護士会（天神弁護士センター電話：092－741－3208、北九州法律相談センター電話：093－561－0360、久留米法律相談センター電話：0942－30－0144）あるいは東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都及び福岡県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「福岡県弁護士会（天神弁護士センター、北九州法律相談センター、久留米法律相談センター）、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務部コンプライアンス課」にお尋ねください。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

●中小企業の経営支援に関する取組みの方針

地元企業の育成・振興を幅広く支援していくことは、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であると考えています。当金庫は、お取引先の企業を現状に留め置くことなく、持続的な成長を支援することで、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化及び地域密着型金融の推進に積極的に貢献してまいります。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、従来より長期的な取引関係を通じて、お取引先企業の安定的な成長を支援することを目的として、経営改善・事業再生に真剣に取組んでまいりました。平成15年度からは、経営支援の早期対応が必要なことを受け、お取引先企業の経営支援を総合的にサポートし、経営改善・事業再生支援への機動的な対応を図るために、融資部内に「経営支援室」を設置し、本部・営業店が一体となってお取引先の経営支援に取り組んでまいりました。また平成24年11月には、「中小企業経営力強化支援法」の施行にともない、中小企業（小規模事業者を含む）に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」の認定を受けました。今後もコンサルティング機能を積極的に発揮し、お取引先の経営支援や成長支援に取組んでまいります。特に税務、金融及び財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する他の外部専門家、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携強化を図りながら、新たなコンサルティング業務の展開、事業再生スキームの提案等お取引先の経営課題解決に向けたソリューションの提案を通じて、より実効性の高い経営改善、事業再生支援の実現を目指してまいります。

●中小企業の経営支援に関する取組みの状況

1．創業・新規事業開拓の支援

地方創生への取組みを行う上で、地域での起業を促すことは不可欠であるという考えから、創業、新規事業の開拓の支援については積極的な取組みを行っています。平成28年度は、創業・新規事業へ資金供給を行う目的から、28件、144百万円の融資に取組みました。

創業、新規事業の開拓の支援については、毎月１回、長崎県中小企業診断士協会の協力を得て、無料経営相談会を実施し、起業時での相談に加え、起業後の財務面等の相談にも応じる体制を整え、資金面だけではない、支援を行うこととしています。

また一般社団法人長崎県発明協会と連携し、上場企業等が持つ開放特許の活用を取引先に紹介し、新商品開発への支援を行っています。

2．成長段階における支援

商談会への参加

お取引先の販路拡大や新商品の開発、新しいサービスの創造を行っていただくことを目的として、各所で開催される商談会へ出展斡旋および視察ツアーを実施し、積極的に参加を行っています。

平成28年度においては福岡県および東京都・岡山県で行われた４商談会へ参加しました。

平成28年８月２日、３日に東京都で開催された「2016　よい仕事おこしフェア」へ当金庫より１社が出展しました。

平成28年９月13日に岡山市で開催された「第12回岡山県しんきん合同ビジネス交流会」へ当金庫より１社が出展しました。

平成28年10月19日には、北九州市で開催された「ひびしんビジネスフェア2016」へ、当金庫から７社が参加しました。

平成29年３月16日、17日には東京都で行われた食品関連業者対象のバイヤー個別商談会「2017　全国！うまいもん発掘大商談会」へは当金庫から２社が参加しました。

以上、平成28年度においては４つの商談会にのべ11社が商談会へ参加し86商談が行われ、２商談が成約しました。

あなたに夢を届けます

3．経営改善・事業再生・業種転換等の支援

平成28年度は、経営支援対象先として37先の企業・事業者を選定して改善支援に取組み、うち35先の経営改善計画を策定、定期的なモニタリングにより、アドバイスやサポート等を積極的に行いました。また条件変更等を実施した先のうち、重点管理先として80先を選定し、経営支援課と営業店がアフターフォローに取組みました。外部専門家・外部機関等との連携では、中小企業再生支援協議会を活用して事業再生計画を策定した先として７先の再生支援を継続中、また、経営改善支援センターを活用した経営改善計画の策定先は12先、その他中小企業診断士等の外部専門家と連携して改善に取組んでいる先が２先となっています。認定支援機関としての取組みでは、平成28年度中ものづくり補助金事業へ５先に対し申請支援を行い、うち３先が承認を受けました。

【28年４月～29年３月】　**【経営改善支援等の取組み実績】**　（単位：先数、%）

債務者区分		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ	経営改善支援 取組み率 ＝α/A	ランクアップ率＝β/α
正常先 ①		2,500	0		0	0.0%	
要注意先	うちその他要注意先 ②	322	23	0	23	7.1%	0.0%
	うち要管理先 ③	1	1	0	1	100.0%	0.0%
破綻懸念先 ④		79	13	0	12	16.5%	0.0%
実質破綻先 ⑤		43	0	0	0	0.0%	0.0%
破綻先 ⑥		7	0	0	0	0.0%	0.0%
小　計（②～⑥の計）		452	37	0	36	8.2%	0.0%
合　計		2,952	37	0	36	1.3%	0.0%

（注）・期初債務者数及び債務者区分は平成28年４月の期初時点で集計しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業数（個人事業主を含む）を記載しております。

4．「経営者保証に関するガイドライン」への取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に対応するなど、適切な対応に努めています。

	平成28年度
新規に無保証で融資した件数	358件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.30%
保証契約を解除した件数	５件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	１件

●地域の活性化に関する取組み状況

⑴　若手企業後継者、経営者向け勉強会「たちばな未来塾」の開催

中小企業が抱える後継者問題の解決と未来の地域経済の発展に寄与することを目的として、若手の企業後継者および経営者向けの勉強会「たちばな未来塾」を開催しました。

勉強会は従来の長崎市内および諫早市内の若手経営者、企業後継者に加え女性経営者を対象とし31名に参加いただき、当金庫職員５名と合せて36名の参加となりました。平成28年７月から５回の講義を行い、自企業の将来の創造と未来の地域経済のけん引役となっていただくため企業経営の基本、中期経営計画の策定などを学んでいただきました。

講義は参加者を６名ないし７名にグループ分けし、ワークショップ形式での課題追求を行うものも含め、受講者同士がコミュニケーションを図りながら受講する機会を創出するとともに、懇親会を開催し同年代間における異業種交流を促し、最も身近なビジネスマッチングの機会の提供も行いました。

「たちばな未来塾」は平成23年度から実施しており、平成28年度は第６期の開催となり、受講者は180名を越えました。

平成29年度においても７月より第７期を実施する予定です。あわせて、交流会を開催し、各期の受講者同士の交流を図り、幅を広げることで、勉強会にはとどまらない、若手経営者たちの意見、情報交換の場を提供していきたいと考えています。

⑵　全国の信用金庫旅行団の観光誘致

長崎県の持つ豊富な観光資源を活用し、地元経済の活性化に寄与することを目的として、長崎県の観光モデルコースを作成し、全国の信用金庫へ向けて発信するなどして、信用金庫が企画する旅行団の長崎への誘致を図っています。

この取組みの結果、これまでに19の信用金庫および関連団体、4,996名の方が長崎県を訪れました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

１．個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

２．個人情報等の取得・利用について

⑴　個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報は、以下により取得しています。

①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報

⑵　個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

Ａ．個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（利用目的）

①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

Ｂ．個人番号の利用目的

①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請･届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④国外送金等取引に関する法定書類作成･提供事務のため
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

⑶　ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

３．個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

４．個人情報等の開示・訂正等､利用停止等について

○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

５．個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

６．委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

○キャッシュカード発行・発送に関わる事務
○定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
○ダイレクトメールの発送に関わる事務
○情報システムの運用・保守に関わる業務

７．個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

たちばな信用金庫 法務部コンプライアンス課
住　　所：〒854-0025　諫早市八坂町１-10
電話番号：0957-22-1379（内線363）
ＦＡＸ：0957-35-1232
受付時間：当金庫営業日の午前９時から午後５時まで

あなたに夢を届けます

内部管理基本方針に基づくリスク管理態勢表

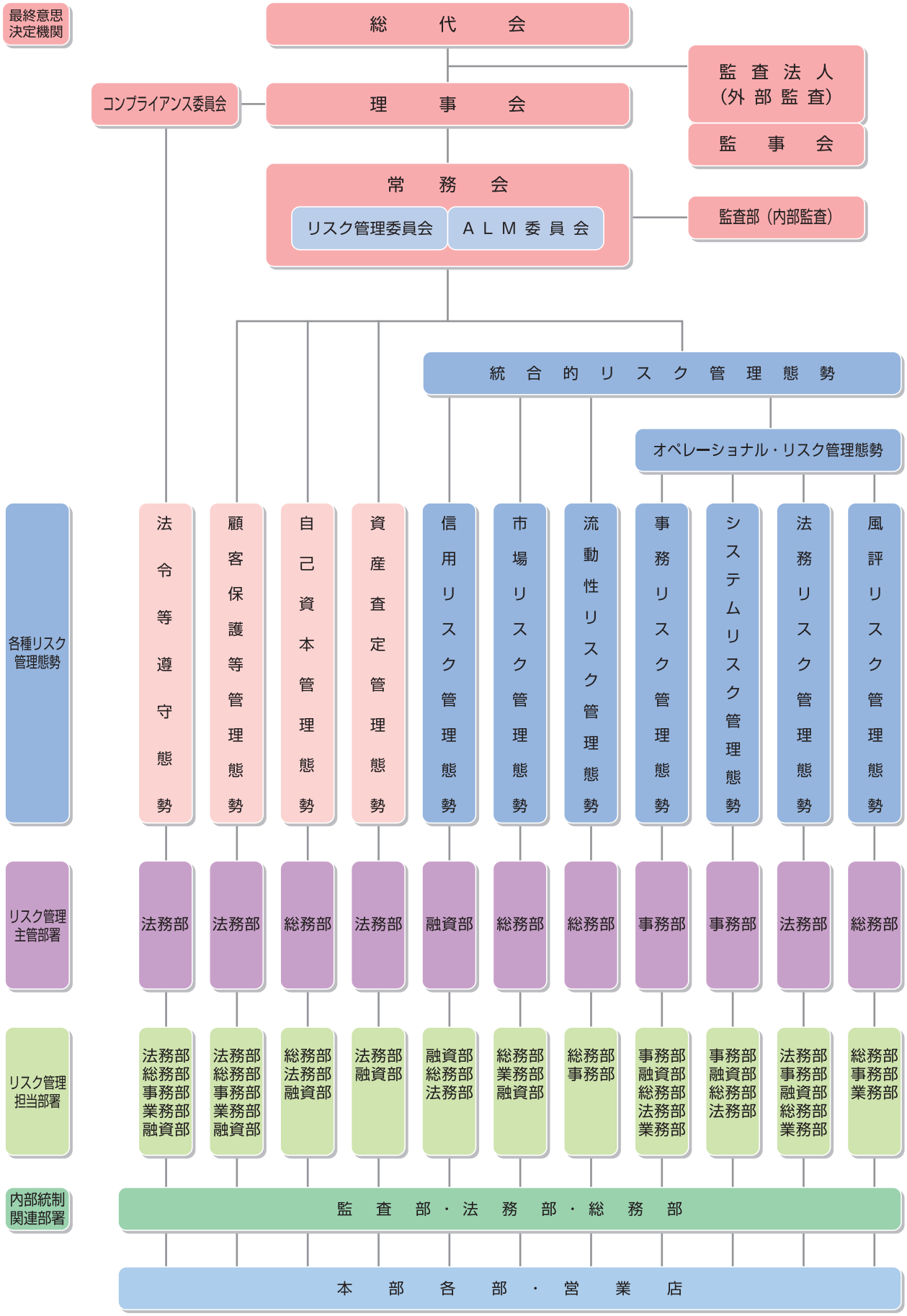

あなたに夢を届けます

自己資本の充実の状況等　～定性的な開示事項～

●リスク管理の態勢

金融環境の変化に伴い、信用金庫経営に関するリスクは従来にも増して多様化・複雑化しています。こうした中で、当金庫は地元金融機関としてお客様の信用にお応えできるよう、経営全般に亙るリスク管理を徹底するとともに、資産・負債の適正な運用、調達による収益力の強化に注力し、経営の健全性の堅持に努めています。

想定されるリスク	方　針	当金庫の態勢
信用リスク 貸出先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少または消滅することで利息収入が不能となるリスクをいいます。	自己査定の債務者区分および分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとします。	従来からの融資審査とその管理について厳正な本部管理で臨む一方、営業店における融資業務強化のため、各種研修会の開催やセミナーへの派遣など人材の育成に力をいれています。
市場関連リスク 金利・有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」から成ります。	一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や、自己のALM ポジションのヘッジ等に取引を限定した、いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行うものとします。	金利動向、株式市場の変化、為替変動など経済・金融の動向を常時予測しつつ、これに基づいた的確な対応策を打ち出すことにより、適正な収益を確保するように努めています。
流動性リスク 市場の混乱により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、当金庫の財務内容の悪化等により必要資金の確保、資金繰りが困難となる場合や著しく高金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被る「資金繰りリスク」から成ります。	市場流動性の状況を適切に把握するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すものとします。	市場流動性の状況を的確に把握し、対応できるよう常に管理を行うことで、安定した資金繰りを確保しております。併せて ALM 委員会での分析、チェック体制も敷いております。
オペレーショナルリスク 内部プロセス、人、システムが不適切であること、または機能しないことで被るリスクをいいます。役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことによって損失を被る「事務リスク」とコンピュータシステムの障害・誤作動・不備・不正利用などによって損失を被る「システムリスク」からなります。	常に事務リスクが発生する危険性を認識し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務処理に努めるものとします。また、経営方針、経営計画に従い、金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営体制を実施するものとします。	不祥事件・事務ミス等の防止に万全を期すとともに、経営管理の改善を図るため、全営業店の立ち入り検査を行い、適時適切な処置状況の確認と事務指導を兼ねたフォロー検査を実施しています。一方、自店検査制度を設け、各部営業店における正確な事務管理体制をとっております。 また、金庫の生命線ともいえるコンピュータシステムについては、一般社団法人しんきん共同センターが運営管理するしんきん共同システムを共同利用し、安全対策面の強化のため平成22年７月20日より西日本センター（神戸）でのオンラインシステム運用を行っている他、システムの管理運用に関して相互牽制体制・マニュアル等を定めています。更に緊急、不測の事態に備えてコンティンジェンシープランに基づく訓練を行っております。

●自己資本調達手段の概要

平成28年度末の自己資本額のうち、コア資本に係る基礎項目は地域のお客様からお預かりしている出資金と当金庫の内部留保が該当しますが、一般貸倒引当金及び土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の45パーセントに相当する金額のうち、法令等で算入が認められている一定の額をコア資本に係る基礎項目の額に算入しております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性、安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業活動を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する項目

１．リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM 委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

２．リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために、保有資産の種類毎に使用する掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」と内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する「内部格付手法」があります。標準的手法を採用する場合、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫では標準的手法を採用しており、保有する資産の一部(有価証券等)について、以下の５社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ●株式会社日本格付研究所（JCR）
- ●株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）
- ●フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金不足、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、民間保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関しましては、国、地方公共団体等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証されている部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引については該当ありません。

●証券化エクスポージャー

証券化エクスポージャーについては該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する項目

１．リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。リスクの計測に関しましては当面、基礎的手法による計測を採用していく方針でありますが、さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、事務管理委員会等をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

２．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状態に応じて ALM 委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める運用限度額内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。一方、非上場株式、子会社・関連会社への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用・調達規則」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

１．リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる形態としております。

金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しております。その一方で、リスクは経営体力（自己資本）の範囲内に抑制すべきであるものでもあります。そのために、当金庫ではリスク量を算定（BPV 法、VaR 法等）し、リスクが過大になっていないか、自己資本に見合っているか等を適宜確認しており、定期的に ALM 委員会等で協議するとともに経営陣へ報告する等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

２．内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。当金庫では金利変動幅について複数のシナリオを想定しリスク量を算定しています。

なお、お客様のご要望により随時払い出すことができる要求払預金（普通預金、当座預金等）には、明確な金利改定間隔がありません。当金庫では、要求払預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

自己資本の充実の状況等　～定量的な開示事項～

●自己資本の構成に関する事項

自己資本比率とは？

自己資本比率とは、貸出金残高や保有する有価証券など総資産に対する出資金や利益剰余金などの割合で、金融機関経営の健全性、安全性を計る指標であり、比率が高いほど経営が健全であることを示しています。

（単位：千円、%）

項目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,335,916		4,526,101	
うち、出資金及び資本剰余金の額	883,248		879,320	
うち、利益剰余金の額	3,470,199		3,664,205	
うち、外部流出予定額（△）	17,531		17,424	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	31,965		17,688	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	31,965		17,688	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	337,453		295,271	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	4,705,335		4,839,061	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,414	3,621	4,261	2,841
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,414	3,621	4,261	2,841
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－

特定項目に係る15%基準超過額	―	―	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―	―	―
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	2,414		4,261	
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　（ハ）	4,702,921		4,834,800	
リスク・アセット等　(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	50,696,680		54,308,991	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	696,117		826,516	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るもの	3,621		2,841	
うち、繰延税金資産	―		―	
うち、前払年金費用	―		―	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△244,875		△113,695	
うち、上記以外に該当するものの額	937,370		937,370	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	3,405,176		3,308,092	
信用リスク・アセット調整額	―		―	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	―		―	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	54,101,857		57,617,084	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ)/(ニ)）	8.69%		8.39%	

自己資本比率の算出方法は、出資金や利益準備金、諸積立金等の「自己資本」の総額を『分子』として、損失が発生する可能性のある資産の総額、「リスク・アセット」を『分母』として計算します。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（4,834,800千円）}}{\text{リスク・アセット総額（57,617,084千円）}} \times 100 = 8.39\%$$

自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	50,696	2,027	54,308	2,172
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	49,997	1,999	53,479	2,139
現金	―	―	―	―
我が国の中央政府及び中央銀行向け	―	―	―	―
我が国の地方公共団体向け	―	―	―	―
外国の中央政府等以外の公共部門向け	22	0	3	0
国際開発銀行向け	0	0	―	―
地方公共団体金融機構向け	30	1	20	0
我が国の政府関係機関向け	41	1	41	1
地方三公社向け	―	―	―	―
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,405	136	4,041	161
法人等向け	10,117	404	11,506	460
中小企業等向け及び個人向け	20,487	819	21,235	849
抵当権付住宅ローン	2,053	82	2,044	81
不動産取得等事業向け	7,743	309	8,826	353
３ヵ月以上延滞等	83	3	145	5
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	528	21	541	21
出資等	166	6	385	15
上記以外	5,314	212	4,686	187
②証券化エクスポージャー	―	―	―	―
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1	0	1	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	940	37	940	37
⑤他の金融機関の対象資本調達に係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	△244	△9	△113	△4
⑥CVA リスク相当額を８％で除して得た額	1	0	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	3,405	136	3,308	132
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	54,101	2,164	57,617	2,304

（注）１．所要自己資本額＝リスク・アセット×４％
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

５．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

あなたに夢を届けます

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券		その他の資産			
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
国内	115,177	117,748	71,335	72,558	17,123	19,275	26,717	25,914	92	118
国外	1,643	1,432	－	－	1,643	1,432	－	－	－	－
地域別合計	116,820	119,180	71,335	72,558	18,766	20,707	26,717	25,914	92	118
製造業	3,647	4,141	2,826	2,538	820	1,602	－	－	2	2
農業、林業	168	185	168	185	－	－	－	－	－	－
漁業	105	88	105	88	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	6,325	6,621	6,325	6,621	－	－	－	－	7	9
電気・ガス・熱供給・水道業	971	1,011	367	207	603	804	－	－	－	－
情報通信業	56	43	51	38	4	4	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,150	1,754	750	737	400	1,017	－	－	－	－
卸売業、小売業	6,085	6,135	5,584	5,735	500	400	－	－	35	33
金融業、保険業	30,321	29,666	2,273	2,232	2,794	3,104	25,252	24,330	－	－
不動産業	16,855	17,258	16,454	16,356	401	901	－	－	17	15
物品賃貸業	284	277	284	277	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	392	345	392	345	－	－	－	－	－	－
宿泊業	956	966	956	966	－	－	－	－	－	－
飲食業	1,694	1,731	1,694	1,731	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	1,700	1,979	1,700	1,979	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	202	270	202	270	－	－	－	－	21	1
医療、福祉	3,403	3,376	3,403	3,376	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	3,518	4,006	3,517	4,006	0	0	－	－	－	－
国・地方公共団体等	16,773	16,447	4,009	3,976	12,764	12,470	－	－	－	－
個人	20,265	20,884	20,265	20,884	－	－	－	－	7	55
その他	1,941	1,986	－	－	476	401	1,464	1,584	－	－
業種別合計	116,820	119,180	71,335	72,558	18,766	20,707	26,717	25,914	92	118
1年以下	14,151	20,659	7,317	7,350	300	400	6,532	12,907		
1年超3年以下	10,111	9,679	5,405	5,154	2,101	4,104	2,604	420		
3年超5年以下	12,556	10,908	7,730	7,145	3,804	2,701	1,021	1,061		
5年超7年以下	8,208	7,837	6,707	7,337	1,500	499	－	－		
7年超10年以下	16,310	17,526	9,513	10,280	6,783	7,204	14	42		
10年超	37,912	39,864	34,282	34,931	3,629	4,932	－	－		
期間の定めのないもの	17,568	12,704	377	357	646	864	16,544	11,482		
残存期間別合計	116,820	119,180	71,335	72,558	18,766	20,707	26,717	25,914		

（注）1．当金庫は「デリバティブ取引」は該当ありません。
2．「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」は貸出金残高、債務保証及び未収利息を計上しております。
3．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
4．業種別内訳項目である「その他」は業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、未決済為替貸が含まれます。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6．CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

「2016版ディスクロージャー誌」の記載に一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

1．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	誤		正	
	信用リスクエクスポージャー期末残高		信用リスクエクスポージャー期末残高	
	その他の資産		その他の資産	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
～（省略）～				
7年超10年以下	－	－	－	14
～（省略）～				
残存期間別合計	28,046	26,717	28,046	26,717

あなたに夢を届けます

２．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	31	31	―	31	31
	平成28年度	31	17	―	31	17
個別貸倒引当金	平成27年度	1,896	1,482	346	1,550	1,482
	平成28年度	1,482	1,047	377	1,104	1,047
合計	平成27年度	1,927	1,514	346	1,581	1,514
	平成28年度	1,514	1,065	377	1,136	1,065

３．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期中の増減額		期末残高			
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
製造業	△23	△20	124	103	―	―
農業、林業	△10	△0	2	2	―	―
漁業	△0	△0	1	0	―	―
鉱業、採石業、砂利採取業	―	―	―	―	―	―
建設業	△42	△4	128	123	―	―
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―	―	―
情報通信業	―	―	―	―	―	―
運輸業、郵便業	△306	0	0	0	―	―
卸売業、小売業	△12	△397	472	74	―	―
金融業、保険業	△0	△0	57	57	―	―
不動産業	1	12	341	353	―	―
物品賃貸業	―	―	―	―	―	―
学術研究、専門・技術サービス業	△0	△0	2	2	―	―
宿泊業	△11	7	122	129	―	―
飲食業	△0	0	18	18	―	―
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	11	11	―	―
教育、学習支援業	△1	△26	26	―	―	―
医療、福祉	△0	―	―	―	―	―
その他のサービス	5	△1	110	109	―	―
国・地方公共団体等	―	―	―	―	―	―
個人	△10	△2	61	58	―	―
合計	△414	△434	1,482	1,047	―	―

（注）１．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
　　２．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

４．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0％	―	31,717	―	26,902
10%	100	6,165	100	6,166
20%	2,722	14,646	2,707	17,735
35%	―	5,943	―	5,913
50%	8,132	32	11,934	11
75%	―	24,142	―	23,897
100%	―	23,604	―	24,508
150%	―	258	―	63
200%	―	―	―	227
合計	10,955	106,510	14,741	105,425

「2016版ディスクロージャー誌」の記載に一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

４．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	誤		正	
	平成26年度 格付無し	平成27年度 格付無し	平成26年度 格付無し	平成27年度 格付無し
～（省略）～				
100%	22,613	23,849	22,539	23,604
150%	14	13	88	258
～（省略）～				
合計	107,483	106,510	107,483	106,510

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	平成27年度			平成28年度		
	適格金融資産担保	保	証	適格金融資産担保	保	証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	810		7,254	864		8,618

（注）1．当金庫はクレジット・デリバティブを行っておりません。
2．当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

1．オリジネーターの場合

該当ありません。

2．投資家の場合

該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

1．出資等エクスポージャーの貸借対照表上額等

（単位：百万円）

区　分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	184	184	206	206
非上場株式等	587	－	587	－
合　計	771	184	793	206

2．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度
売却損	－	－
売却益	12	9
償却	6	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

3．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度
評価損益	△39	△15

（注）株式等エクスポージャーに該当する「その他有価証券」の評価損益を記載しております。

4．貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度
評価損益	－	－

（注）株式等エクスポージャーに該当する「満期保有目的の有価証券」はありません。

●金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度
	99%タイル値	99%タイル値
運用勘定金利リスク	427	836
調達勘定金利リスク	4	217
銀行勘定金利リスク	423	619

（注）1．銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、99%タイル値により市場リスクを計量化し、資産・負債に対する金利リスク量を監視しております。
2．要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の額の50%相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3．銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

4．金利ショックの計測手法とその解説
当金庫は金利リスクの計測手法として、99%タイル値を用い、銀行勘定の金利リスクを算出しております。

99%タイル値	期間毎に過去５年間（観測期間）の各日における１年前からの金利変動幅を小さい順に並び替え、百分率で99番目の値のことを言います。

あなたに夢を届けます

報酬体系について

１．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴　報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

ａ．決定方法ｂ．支払手段ｃ．決定時期と支払時期

⑵　平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	72

（注）１．対象役員に該当する理事は６名、監事は１名です（期中に退任した者を含む）。
２．上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「退職慰労金」８百万円となっております。「退職慰労金」は、当期中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

⑶　その他

「信用金庫法施行規則第132条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日付金融庁告示第22号）第３条第１項第３号及び第５号並びに第２項第３号及び第５号に該当する事項はありませんでした。

２．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）１．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
２．「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
３．「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
４．平成28年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

あなたに夢を届けます